

契約締結前交付書面

商品先物取引  
(通常取引契約)

カネツ商事株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品先物取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引（通常取引）を行うにあたっては、本書面を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認をいただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

## 目 次

重要事項	2
1. 契約の概要	3
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	5
商品先物取引とは	
建玉の値洗い	
3. 取引の手続き	6
対面取引の手続き	
電子取引等の手続き	
4. 証拠金について	10
建玉を維持するために必要な証拠金額（委託者維持証拠金）	
建玉をするために必要な証拠金額（委託者当初証拠金）	
受入証拠金の総額	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額）	
充用有価証券を差し入れる場合	
証拠金の預託の方法（対面取引）	
証拠金の預託の方法（電子取引等）	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
5. 手数料	13
6. 債務の履行、決済の方法	13
7. 契約の終了事由	13
8. 税金の概要	14
9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	14
10. 当社の概要	14
お問い合わせについて	
11. 商品先物取引業者の禁止行為	15
商品先物取引法に規定する禁止行為	
損失補てん等の禁止	
損失補てん等の禁止の例外について	
12. 商品先物取引に関する主要な用語	18

## 重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額に比べて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときに売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社・取次先が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は(株)日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金との代位弁済契約及び日本商品委託者保護基金への分離預託により、保全措置を行っています。なお、信託会社等との信託契約、金融機関との保証委託契約により保全措置を行う場合があります。従いまして、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

## 1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京工業品取引所」「株式会社東京穀物商品取引所」における商品先物取引です。

当社の取扱い商品は

(株)東京工業品取引所では、

「金（標準取引）」「金（ミニ取引）」「金先物オプション」「銀」

「白金（標準取引）」「白金（ミニ取引）」「パラジウム」「アルミニウム」

「ガソリン」「ガソリン（中京石油市場）」「灯油」「灯油（中京石油市場）」

「軽油」「原油」「ゴム」「日経・東工取商品指数」

(株)東京穀物商品取引所では、

「小豆」「一般大豆」「Non-GMO 大豆」「とうもろこし」

「アラビカコーヒー生豆」「ロブスタコーヒー生豆」「粗糖」

です。

各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、別紙をご覧ください。

株式会社東京工業品取引所 ( <http://www.tocom.or.jp/jp/> )

東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 (電話) 03-3661-9191

株式会社東京穀物商品取引所 ( <http://www.tge.or.jp/> )

東京都中央区日本橋蛸殻町 1-12-5 (電話) 03-3668-9311

### 商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね 10～40 倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

### 商品先物取引のコスト

注文が成立したときに売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額および徴収の時期などの詳細については別紙をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

## 取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させるか、受渡しによる決済により終了させる必要があります。

当社では当月限となった建玉について、(株)東京工業品取引所の上場商品につきましては当月限納会月の属する月の15日、(株)東京穀物商品取引所の上場商品のうち「とうもろこし」「一般大豆」「アラビカコーヒー生豆」「ロブスタコーヒー生豆」にあつては、当月限納会日の属する月の1日、「Non-GMO大豆」「小豆」「粗糖」においては当月限納会日の属する月の15日（いずれも休業日の場合は前営業日）の16:00までに当該建玉の決済方法を指示していただきます。指示がないときは、当該日17:00以降の立会にてお客様の計算において転売又は買戻しにより処分されます。

当社では値洗益の出金および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

## お客様の資産の保全

お客様からお預りした証拠金は、①お客様の代理人として当社及び受託取引参加者が(株)日本商品清算機構に預託し、または、②当社がお預かりした以上の金銭等と差し換えて代理人である受託取引参加者を通じて(株)日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金との代位弁済契約及び日本商品委託者保護基金への分離預託により、保全措置を行っています。（なお、信託会社等との信託契約、金融機関との保証委託契約により保全措置を行う場合があります。）

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本商品清算機構

において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は(株)日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または(株)日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構 ( <http://www.jcch.co.jp/> )

東京都中央区日本橋小網町9-4 (電話) 03-5847-7521

日本商品委託者保護基金 ( <http://www.hogokikin.or.jp/> )

東京都中央区日本橋蛸殻町1-12-5 (電話) 03-3668-3451

## 2. 商品先物取引の基礎

### 商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の支払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の支払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね 2.5%～10%程度の額で設定

された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

### 建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその営業日の帳入値段等（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

## 3. 取引の手続き

### 対面取引の手続き

ここでは、商品先物取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 当社の外務員より「契約締結前交付書面」（本書面）および「受託契約準則」を交付いたします。本書面を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② 商品先物取引契約の説明をいたします。ご不明の点がある場合には外務員にご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度の確認のため「商品先物取引（通常取引）理解の確認書」にご記入をしていただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。
- ③ 「商品先物取引口座設定申込書」にご記入ください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。

- ④ 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行います。当社の外務員に運転免許証等の本人確認書類をご提示ください。
- ⑤ ご記入いただいた書類をもとに、管理部顧客サービス課による適合性および理解等の確認を行います。
- ⑥ 口座開設の可否について、顧客管理責任者より提出された「取引許可申請書」をもとに審査を行います。審査には通常 2~3 日程度かかります。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ 審査の終了後、当社の外務員が再度お問い合わせいたしますので、「商品先物取引の危険性を承知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、「約諾書」「通知書」に署名・捺印してください。また、あわせて「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」および「差換預託に関する同意書」に必要事項をご記入ください。
- ⑧ 建玉をするために必要な証拠金を預託してください。
- ⑨ 注文は当社の注文受付時間内に電話により行ってください。注文の際には、商品取引所名・商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類、約定条件を担当者にお伝えください。（当社で対応している注文の種類および約定条件については「入門のしおり」をご覧ください。）
- ⑩ いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨とその理由をご連絡します。
- ⑪ 注文が成立した場合には電話により約定報告をいたします。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご連絡ください。
- ⑫ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑬ 値洗損益金通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には電話にてご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。
- ⑭ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。
- ⑮ 毎月末に「残高照合通知書」を送付いたします。記載内容を確認し、相違の有無について同封のはがき（回答書）により必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。

- ⑩ 納会日に受渡しによる決済を行ってください。受渡しの結果は、「委託受渡計算書」を送付いたしますので、内容をご確認ください。
- ⑪ 建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には当社の外務員にご請求ください。お客様から請求のあった日から4営業日以内にお客様の口座に振り込みます。

### 電子取引等の手続き

ここでは、当社の電子取引等による商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 資料請求をいただくと当社より「契約締結前交付書面（本書面）」、「受託契約準則」及び電子取引等でお取引いただくための必要な契約書類一式をお送りいたします。特に、本書面を十分に熟読いただき商品先物取引の基本をご理解ください。また、「重要事項」及び「約款」を十分にお読みになり当社の電子取引等の特徴をご理解ください。
- ② 当社の取り扱う商品取引契約及び電子取引等についてのご不明な点は、担当部署である総合サービス部（以後「担当部署」という）にお問い合わせいただき、正しくご理解ください。
- ③ 「約諾書」、「通知書」、「商品先物取引理解について並びにサービスについての確認書」、「差替預託に関する同意書」、「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」、「口座設定申込書」、その他必要な場合は「申出書」に署名、捺印頂き本人確認書類を同封して当社宛ご送付ください。  
\* 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行う必要がありますので、健康保険証のコピー1通と公的証明書（運転免許証等）のコピー1通の合計2通を同封してください。
- ④ お送りいただいた書類をもとに担当部署が書類及び電話での審査を行います。電話での審査では、担当部署より当社の商品取引契約及び電子取引等についての理解の確認をさせていただきます。
- ⑤ 担当部署による書類及び電話での審査が終了後、再度当社管理部による書類の審査をさせていただきます。  
\* 書類の審査の結果、残念ながら当社での口座開設をお断りする場合がございます。なお、お断りする理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 管理部での書類の審査が終了いたしますと、いよいよ口座開設となります。口座開設が終了した後、担当部署より電子メールと郵送にて口座開設のご案内をいたします。
- ⑦ お取引のための証拠金を当社の指定する金融機関にご送金ください。なお、ご送金いただきましたなら、必ずその旨をお電話にてご連絡ください。当社で送金の確認が出来次第、お客様の先物取引口座へ入金処理をいたします。
- ⑧ インターネット又はお電話でのご注文が可能となります。インターネットでは画面に

したがって、お電話では「商品取引所名・商品名・限月・売り/買いの別・新規/仕切りの別・枚数・注文の種類・約定条件」を受注担当者にハッキリとお伝えください。

なお、当社で対応している東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所の注文の種類・約定条件についてはお送りしている冊子をご覧ください。

- ⑨ お客様のご注文の結果については、電子取引ではお客様専用画面内又は電子メールでご確認いただけます。また、お電話でのお取引はお電話をいただいた場合にのみお答えいたします。

また、お取引の成立後、翌営業日に「売買報告書及び売買計算書」を送付しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合には直ちに当社までご連絡ください。

- ⑩ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑪ 値洗損益通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることもあるため、常にお客様専用画面内でご確認ください。また、当社では電子メール又は電話にてご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、当社の期限である翌営業日正午（12：00）までにご入金ください。又は期限までにご入金できない場合はお客様自ら建玉をご決済ください。
- ⑫ 期限までに入金の確認又はお客様自ら建玉をご決済いただけない場合には、当社は当社の任意で午後 1 時（13：00）よりお客様の計算において、転売又は買い戻しによって建玉を決済させていただきます。
- ⑬ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。
- ⑭ 毎月末に「残高照合通知書」を送付いたします。記載内容を確認し、相違の有無について同封のはがき（回答書）により必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ⑮ 取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料を差し引いた額を預り証拠金に加減します。また、「売買報告書及び売買計算」を送付いたしますので、内容をご確認ください。
- ⑯ 預り証拠金に余剰がある場合は、その範囲内でお客様口座より出金することができますのでお客様専用画面内又はお電話での指示をお願いいたします。なお、当日 17：00 までに受け付けた出金依頼については、翌営業日にお届けいただいた金融機関へ送金をいたします。

#### 4. 証拠金について

##### 建玉を維持するために必要な証拠金額（委託者維持証拠金）

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金を当社は「委託者維持証拠金」と言います。「委託者維持証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じて SPAN<sup>®</sup>（スパン）を用いて計算された金額（取引証拠金維持額）以上の額で決定することとされており、当社では「委託者維持証拠金」を「取引証拠金維持額」と同額としています。なお、「取引証拠金維持額」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者維持証拠金」は一定の金額ではありません。

##### 建玉をするために必要な証拠金額（委託者当初証拠金）

お客様が新たに建玉をするために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者当初証拠金」と言います。「委託者当初証拠金」は、「委託者維持証拠金」に当社が定めた額を加算して決定しています。従いまして、「委託者当初証拠金」も一定の金額ではありません。

##### 受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額（損の場合のみ）および受け払いの済んでいない「差引損益金」[売買差損益金と当該お取引に係る手数料（消費税を含む）]を差し引いた金額を「受入証拠金の総額」と言います。

$$\begin{aligned} \text{受入証拠金の総額} &= \text{預り証拠金額} - \text{値洗損益金通算額（損の場合のみ）} \\ &\quad - \text{受け払いの済んでいない差引損益金} \end{aligned}$$

建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者維持証拠金必要額」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

[建玉を維持するために必要な状態]

$$\text{受入証拠金の総額} \geq \text{委託者維持証拠金必要額} + \text{納会月割増額}$$

##### 証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額）

###### 総額の不足額

「受入証拠金の総額」が「委託者当初証拠金必要額」を下回った場合は、証拠金の不足が生じる場合があります。

このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

$$\text{総額の不足額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者維持証拠金必要額} - \text{納会月割増額}$$

(マイナスの場合)

### 証拠金の不足額

証拠金の不足額とは、「総額の不足額」であり、たとえば次のような場合に発生します。

新規注文により新たな建玉を行う場合には、事前に「委託者当初証拠金」をご入金ください。証拠金が不足していると、新規注文の発注ができません。

また、商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「委託者維持証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに不足額をご入金ください。

不足額が期限までに預託されない場合は、建玉を処分することがあります。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、保有する建玉を全て決済し、売買差損益金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

### 充用有価証券を差し入れる場合

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用（充用）をすることができます。（充用有価証券の種類およびその充用価格については担当者にお尋ねください。）

ただし、預託額が「有価証券のみ」又は「現金と有価証券を併用」の場合で、値洗損金<sub>が</sub>現金預託額より大きい場合は、たとえ有価証券預託額が充足していたとしても「現金不足額」として扱われます。

また、有価証券を値洗損金額に充当することは廃止され、現金で入金していただくことになります。

当社では有価証券の取扱いを、値洗損金<sub>が</sub>現金預託額より大きくても、有価証券預託額<sub>が</sub>委託者証拠金等必要額を充足していれば、現金不足額の請求はいたしません。

なお、現金不足額が発生している場合は、「預り証拠金余剰額」の現金での出金できません。

### 証拠金の預託の方法（対面取引）

当社指定の下記の口座にお振込みください。

みずほ銀行兜町支店（当座） 0102417 振込先名：カネツショウジ（カ）
--

名古屋支店・関西支店・福岡支店にてお取引のお客様は、担当外務員にお尋ねください。

### 証拠金の預託の方法（電子取引等）

電子取引等をご利用のお客様は、次の専用銀行口座にお振込みください。

口座名義はいずれも「カネツショウジ（カ）」となります。

金融機関名	支店名	種類	口座番号
ゆうちょ銀行（旧・郵便局）	総合口座（旧ぱ・る・る）		10100-63162971
みずほ銀行	兜町支店	当座	0102417
りそな銀行	日本橋支店	当座	0805057
三菱東京UFJ銀行	堀留支店	当座	144155
三井住友銀行	日本橋東支店	当座	2407173
横浜銀行	東京支店	普通	1191225

### 証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち現金の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、下記計算方法により算出された額がプラスとなる場合の当該額を言います。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・「値洗損益金通算額」がプラスの場合は、「受入証拠金の総額」から「委託者当初証拠金必要額」を差し引いた金額になります。「納会月割増額」が該当する場合は、当該金額も差し引きます。</li><li>・「値洗損益金通算額」がマイナスの場合は、「受入証拠金の総額」から、「委託者維持証拠金必要額」を差し引いた金額になります。ただし、「値洗損益金通算額」の値が「委託者当初証拠金必要額」から「委託者維持証拠金必要額」を差し引いた値の範囲内である場合は、その値を加えた金額が「預り証拠金余剰額」となります。「納会月割増額」が該当する場合は、当該金額も差し引きます。</li></ul> |
|--|

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社に出金の指示を行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、ご指定いただいたお客様の口座に振り込みます。

なお、当社では値洗益の払い出し（出金）および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

## 5. 手数料

仕切注文の成立時に、売買枚数に応じた手数料を預り証拠金から差し引きます。詳細については別紙をご覧ください。

## 6. 債務の履行、決済の方法

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、当社に仕切注文の指示をしてください。

仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

建玉を全て決済した場合に、預り証拠金が売買差損金および手数料に不足するときは、当社の指定する日時までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

なお、現物の受渡しによる決済を行わない場合は、必ず指示日までに仕切注文を行って、建玉を処分していただく必要があります。指示日の午後4時までに決済の指示がなかった場合には、当社において建玉を処分します。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。

指示日（休業日の場合は、順次繰り上げる）

	上場商品	当月限納会日の属する月の
東京工業品取引所	全上場商品	15日
東京穀物商品取引所	とうもろこし・一般大豆・アラビカ コーヒ生豆・ロブスタコーヒ生豆	1日
	Non-GMO大豆・小豆・粗糖	15日

## 7. 契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品先物取引契約を終了させていただきます場合があります。

- ・ 不正資金の流入が発覚した場合。
- ・ 不適格者であると認められた場合。

## 8. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項1号）の受委託にあたり、お客様の注文を当社の外務員が受注する対面取引とインターネット等を利用した電子取引等の方法により行います。当社は㈱東京工業品取引所および㈱東京穀物商品取引所の受託取引参加者であるドットコモディティ株式会社を取次先とする取次取引員であり、お客様から委託を受けて受注した注文を㈱東京工業品取引所および㈱東京穀物商品取引所において、取次先の名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

お客様同様、当社も商品先物取引を行っており、その結果として買い（売り）売り（買い）というように、お客様の相手方取引（利益相反）となる場合があります。

## 10. 当社の概要

商号	カネツ商事株式会社
所在地	東京都中央区日本橋久松町12番8号
連絡先	電話番号（大代表） 03-3662-0111 お客様相談窓口 03-3669-6668
設立	1953年7月9日
代表者	代表取締役社長 若林 正俊
資本金	12億5,000万円
主な業務	商品先物取引業・金融商品取引業・貴金属等の売買・貴金属等預託業務 貴金属・宝飾品等の古物の売買
加入協会	日本商品先物取引協会 委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金 日本商品先物振興協会 (社)金融先物取引業協会 (社)日本商品投資販売業協会

## お問い合わせについて

お取引に関してご不明な点があった場合には、担当の外務員又は担当部署にご確認ください。

また、お取引の内容に異議がある場合や、担当外務員又は担当部署による説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

当社 「お客様相談窓口」

電 話 03-3669-6668

受付時間 月～金（祝祭日を除く）

8：00～18：00

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番4号

電 話 03-3664-6243

電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

### 11. 商品先物取引業者の禁止行為

商品先物取引法に基づき主務大臣からの商品取引受託業務の許可を受けた商品先物取引業者は、商品市場と一般の委託者とを結ぶ担い手として、商品市場における取引の公正を確保する責務を負っていることから、その業務には法令や自主規制により多くの規制が設けられています。また、商品市場に委託者として参加するお客様も、そうした法令や自主規制規則などを理解して、商品先物取引業者との無用なトラブルの発生を未然に防止するとともに、万が一トラブルが生じた際にはその解決のために何をなすべきかを認識しておく必要があります。

## 商品先物取引法に規定する禁止行為

取引は委託者であるお客様の意思や判断に基づいて行われるものであり、その取引の結果については自己責任が求められていることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為として、以下に掲げる行為は、商品先物取引法で禁止されていますので、お客様もそれを十分に認識した上で取引を行うようにしてください。

### (1) 商品先物取引法（第 214 条）による禁止行為

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品市場における取引等の受託を内容とする契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示しなければならない事項について、顧客から指示を受けずに取引の注文を受けること。
- ④ 顧客から受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。
- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えさせるような夜間・早朝・勤務時間中の時間帯や顧客の意思に反した長時間に亘る方法等で勧誘すること。
- ⑦ 勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行おうとしている旨を告げた上で勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること。
- ⑨ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。

### (2) 商品先物取引法施行規則（第 103 条）による禁止行為

- ① 証拠金の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- ② 故意に、顧客の取引と自己の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。（いわゆる「向い玉」）
- ③ 顧客からの指示を受けずに、無断で顧客の取引として取引をすること。（顧客が所定の日時までには証拠金を預託しなかった場合や商品取引所による取引の制限等、「準則」に定める場合を除きます。）
- ④ 売付け又は買付け、転売又は買戻しの区別などの事項を偽って商品取引所に報告すること。

- ⑤ 顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供すること。（第三者が特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供させることを含みます。）
- ⑥ 顧客に対して、取引の単位を告げずに取引を勧誘すること。
- ⑦ 転売又は買戻しにより取引を決済する意思表示をした顧客に対し、引き続きその取引を行うよう勧めること。（いわゆる「仕切拒否」）
- ⑧ 商品市場における取引の委託について、重要な事項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑨ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。

#### **損失補てん等の禁止**

- ① 商品先物取引業者が顧客に対し又は、顧客が商品先物取引業者に対し、あらかじめ損失補てん等の申し込みや約束をすること等。
- ② 商品先物取引業者が顧客に対し又は、顧客が商品先物取引業者に対し、発生した損失の補てん等の申し込みや約束をすること等。
- ③ 商品先物取引業者が顧客に対し、損失の補てん等のために財産上の利益を提供すること等。
- ④ 顧客が商品先物取引業者から約束に基づく損失の補てん等を受けること等。

#### **損失補てん等の禁止の例外について**

商品市場における取引等の受託に関して生じた事故による損失の全部又は一部を損失補てんする場合、違反には該当しません。

ただし、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、商品先物取引業者があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限っています。

## 12. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において<u>損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品先物取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品先物取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
証拠金預り証	<p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。</p>
売買報告書及び売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、異議の有無について同封のはがきにより必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。</p> <p>なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。</p>
SPAN <sup>®</sup> （スパン）	<p>SPAN<sup>®</sup>とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行う</p>

	<p>ためのシステムです。SPAN<sup>®</sup>証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、(株)日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金額を定めることとされています。</p>
直接預託 差換預託	<p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本商品清算機構に預託する場合は「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本商品清算機構に預託する場合は「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。</p> <p>なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p>
限 月	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。</p>
差金決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「（建玉を）仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合は「転売」、売建玉を決済する場合は「買戻し」と言います。</p>
現物の受渡しによる 決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品によっては、ガソリンのようにタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の個人投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。また、商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合があります。詳細につきましては業者または商品取引所にお問い合わせください。</p>
差引損益金	<p>売買差損益金から手数料（消費税）を控除した金額</p>
委託者証拠金等必要 額	<p>委託者当初証拠金に委託者維持証拠金不足額および納会月割増額を加算した金額</p>
日本商品先物取引協 会	<p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、</p>

	<p>商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行って います。</p> <p>日商協の「相談センター」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し 出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>日本商品先物取引協会 相談センター</b></p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.nisshokyo.or.jp/">http://www.nisshokyo.or.jp/</a></p> <p style="text-align: center;">〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番4号</p> <p style="text-align: center;">電 話 03-3664-6243</p> <p style="text-align: center;">電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）</p> <p style="text-align: center;">9:00～12:00、13:00～17:00</p> </div>
<p>(株)日本商品清算機構 (JCCH)</p>	<p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）は、商品取引所が株主となって設立された 「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取 引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算 業務を行っています。</p>
<p>日本商品委託者保護 基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物 取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人 です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に 預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置 を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全 措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に 陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生 じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペ イオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>



# カネツ商事株式會社

東京都中央区日本橋久松町 12-8

電話 03-3662-0111 (大代表)

第 1 版

2011. 1